

は規約に必ず記載の必要な事項

○○○町会規約（又は会則）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、○○○町会（○○○会）という。

（区域）

第2条 本会は、金沢市○○町のうち、別表第1に定める区域に住所を有する者をもって構成する。

その他の定め方

- ① 金沢市の○○○町の全域に住所を有する者をもって構成する。
- ② 金沢市の○○○町の×番×号～△番△号に住所を有する者をもって構成する。
- ③ 金沢市の○○○町のうち県道□□線の南に住所を有する者をもって構成する。
ただし、③の場合は住民が客観的に明らかに理解できるものであることを要する。

（事務所の所在地）

第3条 本会は、事務所を「○○○町集会場（金沢市○○町（△字）××番地）」に置く。

第2章 目的

（目的）

第4条 本会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福祉厚生に関すること。
- (5) 集会施設の管理運営に関すること。
- (6) ○○○の維持管理に関すること。
- (7) その他、目的を達成するために必要なこと。→（目的〔一般的な形で具体化したもの〕）

第3章 会員

（会員）

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

→（構成員〔区域内の全ての個人が会員になれること〕の資格に関する事項）

2 第1項に該当しない個人又は団体にあっては、本会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

→（〔区域内、外の団体及び区域外の個人の取扱〕で賛助会員制度を設ける必要がなければ不要）

（会費）

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

→ (賛助会員制度を設ける必要がなければ不要)

町会の実情により徴収は任意である。

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

2 本会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

→ (構成員〔正当な理由なく加入を拒んではならない〕の資格に関する事項)

3 本会の区域に入居した個人又は団体に対して、本会は、これらの者に本会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会の区域内に居住しなくなったとき。

(2) 会員の死亡又は団体が解散したとき。

→ (賛助会員制度を設ける必要がなければ不要)

(3) 会費を○年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(拠出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

→ (町会の実情により徴収は任意である。)

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名 → (代表者〔は1名です〕に関する事項)

(2) 副会長 ○名

(3) 書記 ○名

(4) 会計 ○名

(5) 会計監事 ○名 → (規約(会則)に規定する必要がある。)

(役員の選出)

第12条 役員の選出は、総会における選挙による。 → (代表者〔の選出方法〕に関する事項)

→ (町会の実情により選出方法は任意であるが総会の承認が必要)

2 会計監事は、他の役員と兼ねることができない。 → (規約(又は会則)に規定する必要がある)

(役員の職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。 → (代表者〔の権限〕に関する事項)

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。

4 会計は、本会の会計事務を処理する。

5 会計監事は、本会の業務及び会計を監査し、結果を総会で報告する。また、報告のため必要があると認めるときは、総会の招集を請求する。

(役員の任期)

第14条 本会の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。→(代表者〔の任期〕に関する事項)
→(町会の実情に合わせて任期の年数は任意である)

- 2 役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。本場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 会議

(会議の種類)

第15条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長、副会長、書記及び会計をもって構成する。

(権能)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約(又は会則)の制定改廃に関すること。
- (4) 役員の選任及び解任に関すること。
- (5) その他本会の運営に係る重要な事項に関すること。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

→(会議〔の議決事項〕に関する事項)

(通常総会)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

→(町会の実情により時期(月)又は回数は任意である)

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 総会員の五分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第13条第5項の規定により監事から開催の請求があったとき。

(役員会の開催)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員現在数の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

- 第21条 総会及び役員会は会長が召集する。→(会議〔の招集〕に関する事項)
- 2 会長は、第19条の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を召集しなければならない。→(会議〔臨時総会の招集方法〕に関する事項)
- 3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に役員会を召集しなければならない。→(会議〔役員会の招集方法〕に関する事項)
- 4 総会及び役員会を召集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、本限りではない。
→(会議〔総会等の招集(案内)方法〕に関する事項)

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては総会員、役員会においては、役員現在数のそれぞれ2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第24条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。
- 2 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。→(会議〔総会等の議決方法〕に関する事項)

(表決権)

第25条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。
- (1) ○○○○
- (2) ×××

(書面表決等)

- 第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。
- 2 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。
- 3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は役員の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は役員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入
- (6) 別に定める財産目録記載の資産 → (資産〔の構成〕に関する事項)

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

→ (資産〔の管理〕に関する事項)

- 2 本会の資産のうち第27条第6号に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

→ (資産〔の処分〕に関する事項)

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。→ (資産〔経費の支弁〕に関する事項)

(事業計画及び収支予算)

第31条 本会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び収支決算)

第32条 本会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後〇箇月以内にその年度末の財産目録とともに、会計監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

→ (町会の実情により第18条の規定に合わせて始期及び終期は任意である)

第7章 規約（又は会則）の変更及び解散

(規約（又は会則）の変更)

第34条 本規約（又は会則）は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、かつ、金沢市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。

- 2 本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

(合併)

第36条 本会は、総会において総会員の四分の三以上の議決を得、かつ、金沢市長の認可を受けなければ合併することはできない。

第8章 雜則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第37条 本会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約（又は会則）
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員に関する書類
- (5) 会議議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第38条 役員会は、本規約（又は会則）を実施するにあたって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を定めたときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 本規約（又は会則）は、認可を受けた日から施行する。

(旧規約（又は会則）の廃止)

- （注）旧規約の名称を記載）規約（又は会則）は、廃止する。

(経過措置)

- 本規約（又は会則）の施行期日における役員は、本規約（又は会則）の定めにかかわらず、その任期は、令和○○年○○月○○日までとする。
- 本会の資産のうち別表第2に掲げる不動産は、本規約の定めにかかわらず、所有権を取得した日から効力が発生する。
- 本規約（又は会則）の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

(区域)

別表第1（第2条関係）

町の名称	字	地番
○○○町	イ	全部
	ロ	1番から30番まで及び61番から80番まで
	ハ	71番から74番まで、80番から84番まで及び91番から95番まで

本規約（又は会則）の写しは、総会で承認された原本と相違ないことを証明します。

令和○○年○○月○○日

○○○町会代表者

□ □ □ □

《注意》

- 規約（又は会則）は必ず総会に諮り承認を得てください。また、承認を得た原本と相違ないことを代表者名で証明してください。
- 認可後、規約（又は会則）を変更するときは、規約変更認可申請の手続きが必要です。